

平成 28 年 9 月 21 日

「日興 UBS 日本株式リスク・コントロール・ファンド」受益者の皆様へ

UBS アセット・マネジメント株式会社

「日興 UBS 日本株式リスク・コントロール・ファンド」が
主要投資対象とする「UBS 日本株式リスク・コントロール・マザーファンド」の
投資信託約款変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社では、「日興 UBS 日本株式リスク・コントロール・ファンド」（以下「当ファンド」といいます。）が主要投資対象としている「UBS 日本株式リスク・コントロール・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）につきまして、下記要領にて信託約款を変更する予定です。

敬具

<記>

1. 約款変更の内容および変更理由

<約款変更内容>

マザーファンドの日本株式の運用の指図に関する権限を、UBS アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドに委託いたします。

<約款変更理由>

当社グループにおいては、運用体制の改善を主眼に、株式運用チーム内における役割の明確化と拠点の集中を進めており、当戦略を担当する運用チームのポートフォリオ・マネジメント機能については、当社グループシンガポール拠点への集約を進めることといたしました。これを受けて今般、当ファンドの日本株運用につきましても、当社グループシンガポール拠点へ委託することとなりました。

2. 信託約款変更の手続きおよび日程

- | | |
|-------------------|---------------------|
| ①受益者および受益権口数の確定 | : 平成 28 年 9 月 21 日 |
| ②書面による議決権の行使受付最終日 | : 平成 28 年 10 月 19 日 |
| ③書面による決議の日 | : 平成 28 年 10 月 20 日 |
| ④約款変更適用日 | : 平成 28 年 10 月 24 日 |

- ※ 平成 28 年 9 月 21 日現在の受益者は、上記②の日までに、弊社に対し議決権行使書面をもって、本議案（約款変更）に対して議決権を行使することができます。
- ※ 平成 28 年 9 月 21 日現在の受益者とは、平成 28 年 9 月 20 日までの買付申込受付者を含み、平成 28 年 9 月 21 日以降の買付申込者および平成 28 年 9 月 20 日以前の換金申込者は除きます。

[約款変更を行う場合]

約款変更にかかる書面決議は、上記①時点のマザーファンドの実質的な議決権口数（マザーファンドの保有割合に応じて当ファンドの受益権口数をマザーファンドの受益権口数に換算します。）の 3 分の 2 以上の賛成をもって可決されます。

本議案が可決された場合は、平成 28 年 10 月 24 日に、弊社ホームページに「約款変更のお知らせ」を掲載し、平成 28 年 10 月 24 日付でマザーファンドの信託約款の変更を行います。

[約款変更を行わない場合]

当該書面決議により本議案が否決された場合は、約款変更を行いません。この場合には、平成 28 年 10 月 24 日に、弊社ホームページに「約款変更不成立のお知らせ」を掲載いたします。

- * 本約款変更の手続きにかかる受益権を有する受益者の方には、販売会社を通じて、『「日興 UBS 日本株式リスク・コントロール・ファンド」が主要投資対象とする「UBS 日本株式リスク・コントロール・マザーファンド」の投資信託約款変更（予定）のお知らせ』をお送りしておりますので、詳しくは当該書面をご覧ください。

以上